

# 令和5年度 北本市立中丸東小学校 「いじめゼロ」に向けた取組

～「本校・いじめの防止等のための基本方針」（令和元年10月1日改訂）より～

北本市立中丸東小学校・児童理解支援委員会 令和5年4月3日 発行

本校では、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものである。」「いじめは絶対に許されない。」という基本認識に立ち、すべての教職員が組織的・計画的にいじめ防止に向けて取り組む組織体制を構築するために、「北本市立中丸東小学校いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しています。このリーフレットでは、いじめ防止に向けた本校の取組等について紹介します。



## いじめ問題への基本的な考え方

①いじめを生まない・  
許さない学校づくり

いじめは  
絶対に  
許されない

②児童をいじめから守り通し  
児童のいじめ予防・解決に  
向けた行動を促す

③教員の指導力の向上と  
組織的対応

④家庭・地域・関係機関  
との連携

### ①いじめに関する児童の理解を深め、いじめをしない・させない心情を育む

- ・児童の主体的な取組、体験活動などを通じて、「いじめは絶対に許されない」「いじめの観衆にも傍観者にもならない」という自覚を促します。
- ・自分も他の人も大切な存在であることを認め、互いの個性を受容し、自尊感情や自己肯定感を育む学校や学級づくりを推進します。

### ②いじめから児童を守り、児童・生徒の取組を支える

- ・関係機関と連携して対応するなど、いじめを受けた児童やいじめを伝えた児童を組織的に守り通す取組を徹底します。
- ・児童による主体的な取組を支援し、いじめを見過ごさず、いじめの防止や解決に向かおうとする児童を育てます。

### ③学校一丸となって取り組む

- ・教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力、必ず解決に導こうとする意欲を高めます。
- ・学校全体による組織的・継続的な取組により、速やかな解決を図り、解決後も注意深く状況を見守るなど、いじめの生まれる要因を改善します。

### ④家庭や地域社会が総がかりで取り組めるように促す

- ・児童がいかなる場合でもいじめを行うことのないよう、保護者が家庭での話し合い等をとおして、規範意識を育成するとともに、学校によるいじめの防止等の取組に協力できるよう努めます。

# 「いじめ」への早期対応・早期解決

## ■「いじめ」とは??

児童が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」は、被害を受けている児童が「いじめ」と感じたら、「いじめ」であるとして対応します。教職員や保護者・地域の方など子供たちに関わる方は、子供の「いじめのサイン」に敏感になる必要があります。



## ■「いじめ」への早期対応

### 学校では

担任が一人で抱えないよう、組織的に取り組むとともに、関係機関との連携を図ります。

- ①いじめ問題対策委員会を中心に、教育委員会と緊密な連携を図ります。
- ②家庭・地域・関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図ります。

### 学級では

担任は、「絶対にいじめは許さない」という毅然とした姿勢を児童に示し続けます。

- ①具体的事実に基づいて話し合います。（当事者の了承のもとで）
- ②傍観者にならないよう、人権意識を育てます。
- ③「居場所づくり」「絆づくり」に努めます。
- ④意図的・継続的ないじめ防止と早期解消を働きかけます。

### いじめられている子には

まず、何より本人の訴えを本気になって傾聴し、親身に対応します。

- ①つらさや悔しさを十分に受け止めます。
- ②具体的な支援内容を示します。
- ③よい点を認め、自信を与えるようにします。
- ④人間関係の確立を目指します。
- ⑤児童の自己理解を深めます。

### いじめている子には

いじめが完全になくなるまで、継続して指導します。

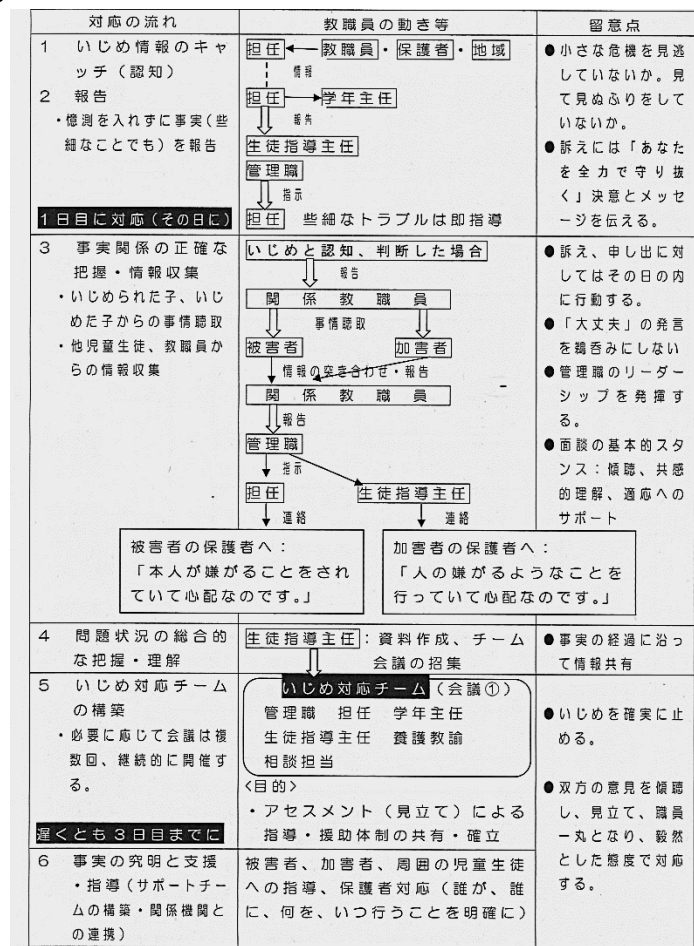
- ①いじめの事実確認、背景、理由等を確認します。
- ②不満等の訴えを十分に聴きます
- ③いじめられている子のつらさに気付かせます。
- ④課題解決のための支援を行います。
- ⑤学級等への所属感を高めます。

### 保護者には

具体的な取組を伝え、理解・協力が得られるように努めます。

- ①いじめの事実を正確に伝えます。
- ②学校はいじめられている子を守るという姿勢を示し、保護者の心情を理解します。
- ③いじめられている子の保護者には、信頼関係を構築するとともに、いじめている子の保護者には、具体的な助言を与え、子供の立ち直りを目指して協力を求めます。

## 本校の「いじめ」への初期対応



## 「いじめ」への未然防止・早期発見の取組

## ■「なかよしアンケート」の実施〈月1回〉

北本市では、定期的に児童の実態調査を行うために実施しています。児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるようにしています。回収した用紙は、担任→学年→教務主任→管理職（校長・教頭）と複数の目でチェックしています。

■「Q-U（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）」の実施〈年2回程度〉

児童の学級の中での満足度を図るために、年2回程度実施しています。アンケートの結果から、学級でのルールが確立されているか、児童の学級への所属感や周囲からの承認があるかを評価することができます。この結果を、児童理解や授業改善に生かしています。

## ■ 児童理解支援委員会の開催

月に一度、各学年から気になる児童や出来事について事例を出し合い、情報を共有するとともに、どのように対応していくかを話し合っています。

## ■いじめに関する教職員研修の実施

いじめへの理解を深めるため、県内の研修で得た最新情報をもとに、教職員がどのように児童と関わっていくべきかを学んでいます。

## ■小中連携をはじめとした児童の主体的な活動

児童が主体となっていじめのない集団を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援をしています。主に以下のような取組を行っています

- ・あいさつ運動
- ・中学生によるリトルティーチャー
- ・部活動体験
- ・異学年による縦割り活動
- ・人権作文人権標語の作成
- ・全校朝会による発表等

## ■ 非行防止教室等の実施

埼玉県警「あおぞら」による非行防止教室を長期休業日の前に実施します。また、インターネット等によるいじめ対応のための講習会（外部講師）を高学年を対象に実施します。

## ■ 学ぶ喜びを味わわせる授業の推進

「学ぶ喜びを味わわせる授業」がいじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で共通認識し、授業改善を行っています。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に取り入れています。

みんなが楽しい学校生活をすごすための

な か よ し ア ン ケ ー ト

年 組 名

1 今、学校へ来るのは楽しいですか。 はい いいえ

その理由を聞かせてください。

2 学校生活で、何か心配なことや、気になることはありますか。 はい いいえ

※「はい」と言えば人に聞きます。それはどんなことですか。

3 放課後（家に帰って）よく遊ぶおもちゃは

